

山形市告示第30号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成31年3月12日

山形市長 佐藤孝弘

1 市長が指定する場所

検査区域	対象となる特定計量器	実施日時		実施場所	実施主体となる指定定期検査機関の名称
市内西部全域（JR奥羽本線の西側の地域）	計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に規定する非自動はかり、分銅、おもり及び皮革面積計	4月18日（木）	9:30～11:00	山形市千歳コミュニティセンター	一般社団法人山形県計量協会
		4月18日（木）	13:00～14:30	山形市金井コミュニティセンター	
		4月19日（金）	9:30～11:00	山形市村木沢コミュニティセンター	
		4月19日（金）	13:00～14:30	山形市本沢コミュニティセンター	
		4月22日（月）	9:30～11:00	山形市南沼原コミュニティセンター	
		4月22日（月）	13:00～14:30	山形市南山形コミュニティセンター	
		4月23日（火）	9:30～11:00	山形市飯塚コミュニティセンター	
		4月23日（火）	13:00～14:30	山形市西部公民館	
		4月24日（水）	9:30～11:00	山形市江南公民館	
		4月24日（水）	13:00～14:30	山形市霞城公民館	
		4月25日（木）	9:30～11:00	山形市出羽コミュニティセンター	
		4月25日（木）	13:00～14:30	山形市大郷コミュニティセンター	
		4月26日（金）	9:00～12:00	一般社団法人山形県計量協会	
		4月26日（金）	13:00～15:00	一般社団法人山形県計量協会	
		5月13日（月）	10:00～12:00	山形市公設地方卸売市場	
		5月13日（月）	13:00～14:30	山形市公設地方卸売市場	
		5月28日（火）	9:00～12:00	一般社団法人山形県計量協会	
		5月28日（火）	13:00～15:00	一般社団法人山形県計量協会	

2 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定による  
特定計量器が所在する場所

検査区域	対象となる特定計量器	実施期日	実施主体となる指定定期検査機関の名称
市内西部 全域（JR 奥羽本線 の西側の 地域）	計量法施行令第10条第1項に 規定する非自動はかり、分銅、 おもり及び皮革面積計	4月15日（月）から 12月20日（金）まで （指定定期検査機関が指定する日）	一般社団法人山形県計 量協会